

酒田市障がいのある人も ない人も共に生きるまち づくり条例 とは

障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいのある人もない人もお互いに基本的人権、尊厳を認め合い、共に生きることのできるまちを目指しています。

条例には、市の責務及び市民の役割を明らかにし、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策の推進について定められています。



どんな目的で条例を作ったの？

障がい者差別解消を推進して
共生社会を実現するためだよ



主な内容

- 市は、市民や事業者から、障がいや障がいのある人への理解を深めてもらい、障がいを理由とする差別が起きてないよう、必要な施策を推進する。
- 市民や事業者は、障がいを理由とする差別を行ってはならない。
- 市民や事業者はできる限り合理的配慮をしなければならない。

障がいのある人って、どんな人なのかな？

障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいがある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。



主な障がい

身体障がい

視覚、聴覚、手足や脊椎、内臓などに永続的な障がいがある人
目が見えづらい、音が聞こえづらい、歩くことが難しいなどの特徴があります。

知的障がい

知的機能の発達に遅れがある人
読み書きや計算、言葉の理解、自分の考えを伝えることが苦手などの特徴があります。

精神障がい

心の病気などによって、社会生活に困難を伴う人
ストレスに弱い、心が疲れやすいなどの特徴があります。

発達障がい

脳の発達の一部に障がいがある人
集中力がない、落ち着きがない、周りの状況を考えてから行動するのが苦手などの特徴があります。

障がいを理由とする差別って、どんなものがあるの？

差別するつもりはないのに、結果的に障がいのある人が差別されていると感じる場面があるかもしれません。



Case 1

お店で

車いすを利用しているという理由だけでレストラン等の飲食店への入店を断られる。



Case 2

会議・講演会で

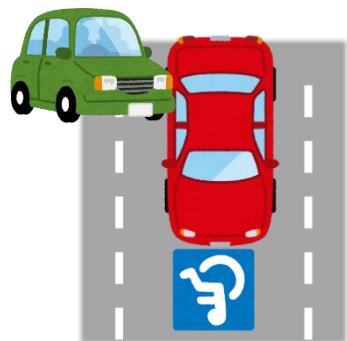
聴覚に障がいのある人が来ると予想できるのに、口頭での説明が多く、資料を見るだけではわかりづらい。



Case 3

駐車スペースで

出入口付近にあって便利なので、ついつい「障がい者等用駐車スペース」に車を停めてしまう。



合理的配慮って、どうやって行ったらいいの？



こんな気づかいをするだけで、障がいのある人はとても生活しやすくなります。出来る範囲で、思いやりのある行動をしましょう。

Case 1

お店で

少しテーブルを動かして、車いすが通れるようにするなど、お店の負担にならない範囲で工夫をしましょう。



Case 2

会議・講演会で

事前に聴覚に障がいのある人が来ることがわかっている場合は、資料のみでも理解できるようにする、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を配置するなどの配慮をしましょう。



Case 3

駐車スペースで

車いすの人や歩きづらい人、ケガをしている人のために、「障がい者等用駐車スペース」を空けておきましょう。



気づいたら、思いやりのある行動が大事なんだね！